

五 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
（取得による企業結合が行われた場合の注記） 第十五条（略） 一・二（略） 三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳 四〇六（略） 2（略） 3 四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な処理の確定に伴い、当四半期会計期間において第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。 （共通支配下の取引等の注記） 第十七条（略） 一・二（略） 三 子会社株式を追加取得した場合には、第十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項 2〇4（略） （潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記） 第七十条の二 当四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定するこ	（取得による企業結合が行われた場合の注記） 第十五条（略） 一・二（略） 三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及びその内訳 四〇六（略） 2（略） （新設） （共通支配下の取引等の注記） 第十七条（略） 一・二（略） 三 子会社株式を追加取得した場合には、第十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項 2〇4（略） （潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記） 第七十条の二 当四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定するこ

とにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2・3 (略)

とにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2・3 (略)